

5月19日は、郷土の発展に尽力した江原素六の命日です。明治史料館では、江原素六の功績をより知っていただくためのイベントを開催します。

とき 5月19日(日)、9時～16時30分

※当日は観覧料が無料となります。 ※公共交通機関をご利用ください。

房楊枝づくり体験

江原素六が、子供の頃内職として作っていた「房楊枝」(江戸時代の歯ブラシ)を作る体験です。



時間 9時30分、10時30分、11時30分 (各回30分程度)

ところ 2階講座室

対象 小学生以上の人

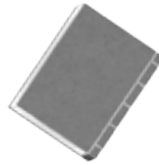
定員 各10人(先着順)

申込方法 4月23日(火)、9時から電話で



和綴じでオリジナルノートづくり体験

紙束に穴を開けて糸で綴じるといふ日本の伝統的な製本技術「和綴じ」を学び、オリジナルノートを作る体験です。自分だけの手作りノートを作ってみませんか。



時間 10時、11時(各回30分程度)

ところ 3階江原邸

対象 小学生

定員 各6人(先着順)

申込方法 4月23日(火)、9時から電話で



そろくんクイズ

展示を見て江原素六に関するクイズに挑戦！参加者には記念品をプレゼントします。  
ところ 館内各所 対象 小学生以上の人

明治史料館では、月ごとに沼津の歴史を学ぶことができるテーマをラインアップした、ギャラリートークを開催しています。展示の新たな見方や楽しみ方を広げてみませんか。

ギャラリートークとは、博物館の職員が来館者と対話をしながら展示資料を解説する催しです。  
皆さんの知りたいことや疑問に思ったことなどについて、気軽に対話しながら、一緒に沼津の歴史を発見していきましょう。



とき 毎月第2土曜日、11時から(30分程度)

ところ 3・4階展示室

講師 明治史料館学芸員ほか

定員 各8人(先着順)

観覧料 大人200円、小・中学生100円(市内の小・中学生は無料)

申込方法 各開催日直前の土曜日、9時から電話または直接

※申込及び観覧料は参加ごとに必要です。

※毎月のテーマは、変更になることがあります。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

広報めまづ 検索

年間計画(テーマ)	
5月	江原素六
6月	江戸時代の沼津
7月・8月	企画展「石器とくらしー愛鷹・箱根西麓の旧石器文化とその周辺ー」
9月	戦争と沼津
10月	沼津兵学校
11月	沼津の災害
12月～	企画展「地域の歴史シリーズ5 大岡」
令和7年2月	
令和7年3月	明治・大正期の沼津

名誉市民である芹沢光治良の生誕日5月4日を記念してイベントを開催します。様々な文学作品を執筆した沼津ゆかりの文学者の作品に触れてみませんか。



とき 5月4日(祝)、9時～16時30分(入館は16時まで) ※当日は観覧料が無料となります。

企画展 展示説明会

開催中の企画展「沼津ゆかりの文学者たち」(第2回)の展示について、芹沢光治良から井上靖に宛てた手紙など初公開の資料3点や展示の見どころなどを、職員が説明します。

時間 10時30分、15時30分(各回30分程度)

定員 各10人程度(当日先着順)



芹沢光治良を偲ぶ会

時間 13時30分～15時30分

内容 第1部=芹沢光治良作品「巴里に死す」の朗読を聴く会

第2部=芹沢光治良が愛した歌曲とピアノ曲を聴く会

定員 20人(申込多数の場合は抽選)

申込方法 4月22日(月)、9時～25日(休)、17時に電話で

明治史料館文学愛好会 不破さん  
090-6023-5629

高齢運転者による交通事故の割合が増えています。運転に少しでも不安を感じている人は、運転免許証の自主返納を考えてみませんか。

対象 市内に住む65歳以上で、有効期間内の運転免許証を自主返納した人  
支援内容 本人及び家族が市内協力業者で利用できるバス・タクシー利用券5,000円分(100円券×50枚)の交付  
※運転免許証の更新をせずに失効した場合は、自主返納になりません。  
※申請期間は運転免許証返納後6カ月以内で、交付は1回限りです。



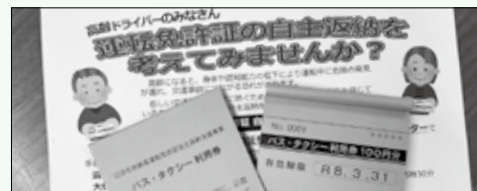
Step1 運転免許証の自主返納

申請場所 沼津警察署または東部運転免許センター(足高)

持ち物 運転免許証

交付書類 運転免許の取消通知書、無効確認を受けた運転免許証

※免許返納時に、身分証明書として使える運転経歴証明書が発行できます(手数料1,100円)。



Step2 バス・タクシー利用券の交付

申請場所 ①市役所2階生活安心課または戸田市民窓口事務所

②沼津警察署または各市民窓口事務所(戸田市民窓口事務所を除く)

交付時期 ①当日②申請後、概ね1週間後に郵送

持ち物 運転免許の取消通知書、無効確認を受けた運転免許証または運転経歴証明書

※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

※同じ場所で手続きを済ませたい人は、沼津警察署でバス・タクシー利用券の交付の手続きをしてください(申請後、概ね1週間後に郵送)。